

※ 貸出しの要件（会議室貸出規程第2条関係）

会議室貸出規程第2条で規定している「公共的団体」については、以下のとおりです。

1. 地方公共団体（地方自治法上の公共団体）
都道府県、市区町村、特別地方公共団体（一部事務組合、財産区など）
2. 産業経済・労働・協同組合
商工会議所・商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合など各産業の協同組織や生活協同組合、労働組合など
3. 厚生・社会福祉事業団体
社会福祉協議会、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会など
4. 公益法人・NPO 等
公益（一般）社団法人、公益（一般）財団法人、NPO 法人のほか社会貢献活動を行う市民団体など
5. 地域・文化・教育団体
自治会、町内会、PTA、青年団、婦人会、老人クラブ、文化・スポーツ団体など